

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	西生来町 (西生来)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化、後継者不足、米価低迷、生産調整面積増大等を打開すべく、2011年10月に農事改良組合法人西生来営農組合を設立。
「西生来の田は西生来で守る」との精神で今日に至っているが、後継者育成の課題は解決していない。
定年退職者の加入はあるものの、生産・機械の技能がなく、補助作業のみの者もいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作業効率向上のため、営農組合及び認定農業者の双方で農地の団地化・作業効率向上に努めている。
水稻では営農作付面積の約80%が環境こだわり米であり、作業者減少を踏まえながらも需要に応じた作付を継続していく。一方、昨年産の日本晴れは品質・収量が悪かったため、本年はキヌヒカリに品種変更した。今後も優れた品種などの情報入手に取り組む。圃場集積化は麦・大豆でも進展しており、これらについても状況を見ながら良質品種へ転換していく。引き続き県農産普及課とJA指導の下、品質向上・収量増大を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農組合設立当初から近隣集落と農地の交換などで飛び地をなくし、団地化を進めている。 今後も担い手、関連機関を共に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を介していない農地について、所有者及び耕作者の意向を踏まえながら地域全体を農地バンクへ貸し付け集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成27年度より令和3年度にかけて、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業において区画拡大を実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の定年退職者、やる気のある若者に組合加入を勧め、各種免許の取得と技術指導を市、JA、県農産普及課と連携して取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
麦、大豆の防除作業はドローン、ビークルで実施しているが、作付面積(約39ha)全体をカバーできないため、現在は作付面積の70%程度を大中ヘリワークに依頼。今後も必要に応じて各種事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧乾燥調製設備の老朽化に伴い新規導入を行う。